

タイ国の法体系に関する一考察(Ⅰ)

—— 伝統的法体系の存続 ——

赤 木 攻*

The Continuity of the Traditional Legal System in Modern Thailand (I)

by

Osamu AKAGI

In the modern legal history of Thailand, one finds two notable aspects: the evanescence of the Constitution and traditional law-making methods especially as evinced in *Prakat Khōng Khana-Patiwat* (Revolutionary Party Edicts). The aim of this paper is to analyze the traditional legal system which was built up during the long period from *Ayutthaya* to the early Bangkok days, for the purpose of grasping the above remarkable legal aspects.

The traditional legal system of Thailand mainly consisted of *Thammasat* (Dharma-sāstra) and *Ratchasat* (Royal Order). Though each of them apparently gave way to *Ratthathammanun* (Constitution) and *Khanasat* (the author's coined word, meaning Order of *Khana*) at the time of the Revolution of 1932, vestiges of the traditional system are still found in the modern legal system, often running counter to the principles of constitutional government introduced from Europe.

Ⅰ は じ め に

現代タイ国における法体系構成諸要素の中に、取り分けて注目に価するものが二つある。一つは憲法で、一つは「革命団布告(*prakat khōng khana-patiwat*)」である。憲法の場合、1932年の「人民党革命」により立憲制が採用されて以来、今日までの40余年間に、実に九つが制定され、それらのいずれもが数カ月もしくは数年で廃止され、1974年10月7日には第10番目に当たる「仏暦2517年タイ王国憲法」が新しく公布されたという歴然とした事実である。単純に計算してみると、一憲法の寿命はわずか4～5年程度にすぎない。いやしくも一国の基本法で、憲法と名を冠するものがこれほどひん繁に改廃されてきたことは、極めて特異なことといわざるを得ない。従ってタイ国の場合、憲法が公布されるごとに必ずといってよいほどなされる、内容が民主的であるうんぬんの論議も大切ではあるが、それより前に短命な憲法をしつこいほどに繰り返して持つという慢性化症状こそが考察されて然るべきなのである。いま一つの「革命団布告」とは、サリット政権下の1958年10月20日から翌59年1月27日まで、およびタノーム

* 大阪外国語大学タイ語学科

政権下の1971年11月17日から翌72年12月13日までのいずれも無憲法期に次々と発せられた布告のことである。当時、政治権力を掌握していた「革命団(khana-patiwat)」と称する何らの合法的存在理由をもたない一権力集団の首領の名で施行された法令の類である。全く何らの立法手続きをも踏んでいないにもかかわらず、いわゆる一般の制定法と同等の法的効力をもったことから、これまた考察に価する特異な法事象といえよう。ところで、この憲法と「革命団布告」はタイの現代史の中で形成された法体系において、各々が根本規範と下位規範を構成するもので、互いの間には当然のことながら何らかの緊張あるいは有機的関連が存在すると思われる。また、二つとも、現代タイ国の権力構造の所産であり、かつ権力構造を規定し特徴づけているものでもある。以上のように、憲法の存在そのもののタイ的不安定と、「革命団布告」の法令としてのタイ的特異性は、分析を加えられて然るべき課題となる充分な理由をもつ。そして、この課題の解明は、とりもなおさず、現代タイの法体系の特徴を考察することにつながるであろう。

小論では、現代タイの法体系の考察に際し、その一つの手立てとして、長久な旧制度下の社会において歴史的に形成された法体系を考究してみたい。つまり、現代法体系の歴史的前提となる伝統的法体系を探ることである。また、前現代史を貫く法体系の一つの連続性の文脈の上で、現代法体系をとらえることであり、言葉を変えれば、現代タイが抱える法体系の課題を伝統的法体系に学ぶことである。

小論でいう伝統的法体系とは、アユタヤー期(1350～1767)、トンブリー期(1767～1782)およびラタナコーシン初期(1782～1850ごろ)の長い歴史的原蓄過程を通じて生み出されたものである。こうした法体系の再構成の手掛りとして『三印法典(kotmai tra sam duang)』¹⁾と称される法令集を使用したい。『三印法典』とは、『ナポレオン法典』完成とほぼ同一時期の1805年、ラーマー一世王が勅命により宮廷学者やバラモン法律僧たちに編さんさせたものである。ラーマー一世王は、アユタヤー王朝の伝統文化の中に国家統治の範をみてその再興に尽力し、ビルマ軍によるアユタヤー滅亡後の混乱した社会の立て直しを図った。『三印法典』編さん事業もそうした文脈の上にあるわけで、国家統治の重要な柱となる法制度の整備を意図したのであった。ビルマ軍との戦火から免れたアユタヤーの古法典を回収し編さんしたもので、1350年から1805年までの455年間に制定された様々な法令や布告を収めている。そして、大切なことは、所収された法令は全て現行法として当時も現実に法的効力を有し、19世紀後半から始まる「チャクリー改革」の過程で改廃されつつも、1935年に至りやっと完全に廃止されたことである。従って、『三印法典』は伝統社会の法生活を反映する史料として、まことに価値の高い貴重な存在といえる。ただし『三印法典』は、前述のような編さんの事情から、そのどの部分が

1) 『三印法典』については、石井米雄「三印法典について」『東南アジア研究』6巻4号、1969を参照されたい。

いつの時代をどの程度反映するかが、利用上常に問題点としてついてまわる。すなわち、所収された個別の法令の制定年月日の確定や長い間に当然生じたであろう改変、ざん入、付加についての研究が未だ完全にはなされていないからである。従って、利用に際しては十分な史料批判を必要とするであろうが、小論の場合は個々の法令を対象とするわけではなく、より巨視的に前現代の法体系を取り扱うのであるから、必要以上の細部にわたる『三印法典』の史料批判は不要であろう。

II 伝統的法体系

1. タマサート

まず、タイの伝統的法体系から論を進めていきたい。前述の通り、『三印法典』は数多くの法令を収めているが、法体系を取り扱うわれわれがさしあたり最も注目しなければならないのは、その冒頭に収められている「タマサート法典 (phra-thammasat)」である。「タマサート法典」がインドの『マヌ法典』の流れをくむもので、一口でいえば根本規範的性格を有しているからである。内容の考察に入る前に、それがいつの時代にどのような経路でタイへもたらされたかについて少し触れておかねばなるまい。「タマサート法典」は、冒頭のそれ自身の由来について次のように述べている。²⁾

「有情世間の利益となる聖典が現われた。それは、『タマサート法典』と呼ばれ、当初マノサーン仙 (phra-manosan rūsi) がマガダ語 (makhot phasa) で述べたものである。そして師資相承され、ラーマンのことば (phasa haeng raman) でラーマン国 (raman prathet) において確立された。しかし、現在においてもこのサヤーム国 (sayam prathet) では、統治者が未だそれを知ることが困難である。このような理由で、私はかの『タマサート法典』をサヤーム語 (sayam phasa) で著わした。…… (傍点筆者)」

この一節から、下ビルマのペダーを中心としたモーン族の国からタイへもたらされたこと、言語的にみればマガダ語 (パーリー語) → モーン語 → タイ語という変遷を経たことが明らかであろう。残る点は、「現在」とはいつか、すなわちタイへいつもたらされたかということになる。ダムロン³⁾ や Wood⁴⁾ は、マハー・タムマラーチャー (maha thammaracha) 王の治世下 (1569～1590)、すなわちアユタヤーがビルマの統治下におかれた時代にビルマ軍によりもたらされたとしている。最近でも、ローン⁵⁾ はこの説を踏襲している。しかし、Lingat⁶⁾ は、もしそのように押しつけられたのであるならば独立回復後に棄てさったにちがいない、と

2) K. T. S. D. Vol. 1 : p. 8.

3) Damrong (1930) : pp. 17-18.

4) Wood (1959) : p. 127.

5) Rong (1971) : p. 55.

6) Lingat (1935) : pp. 40-42. および Lingat (1950) : pp. 23-24.

これを否定している。そして、スコータイのリタイ (lithai) 王 (1354~1376) の著とされる『三界説(trai-phum phraruang)』との言語表現上の類似性から、スコータイ時代にすでにもたらされていたとするワチラヤーン説や、1344年の刻年とされていたスコータイ碑文 XXXVIII に「タマサート法典」という言葉がみられる⁷⁾ ことを紹介し、少なくともかなり古い時代にタイに入ってきていたことを示唆している。もっとも、碑文 XXXVIII の刻年は、Griswold とプラサート・ナ・ナコーンの研究により1397年であることが立証された⁸⁾ が、この Lingat 説は今のところ最も妥当といえよう。すなわち、「タマサート法典」は、アユタヤー初期ないしはそれ以前にタイにもたらされていたと考えられる。

さて、以上のようにアユタヤーに根付いたと考えられる「タマサート法典」とは一体いかなる内容のものであろうか。『三印法典』の最初に収められていることからしても、その重要性はうかがえるが、その後に収められている多くの法令とは全く異質な存在であり、法令というより法そのものの考察、法思想、法の分類原理などを主たる内容としている。だから、「タマサート法典」の内容を掘り下げることが、とりもなおさず、タイの伝統的法体系の主要な面を明らかにしていくことになるであろう。少なくとも「タマサート法典」は、次のような内容の特徴としている。

第一に、「タマサート法典」自身は全ての実定法の頂点に立つもので、既に触れたように、根本規範的性格をもっている。法典全体を貫いて一つの基本思想が流れている。すなわち、人間社会の普遍的価値＝ダルマ法として「公平」を説く。「公平 (dhamma, yuttitham)」⁹⁾ とは、具体的にいえば、「四非道 (akhati si)」のないことをいう。「四非道」とは、欲 (rak)・怒り (krot)・恐れ (klua)・愚かさ (long) の故に不公平を生じる諸々の人間の行為である。¹⁰⁾ つまり、「タマサート法典」は、「四非道」のない「公平」な社会に究極の価値をおき、その実現のために人が踏み行なうべき道を教示しているのである。このことは、マノーサーン仙が「タマサート法典」を著す直接の契機として、その成立に触れた部分に組み込まれた事件がよく物語っている。その事件と「タマサート法典」の成立の事情とは次のようである。¹¹⁾

「時しばらく経て、二人の者が互いに隣あってウリ (taeng) を耕作していた。ウリを植える時……仕切りのあぜ道をつくった。ウリのつるが地をはって、そのあぜ道を横切って互いにかみあい一つになってしまった。実がなると、二人はめいめいにウリを取り入

7) Inscription XXXVIII の1面に3カ所、2面に2カ所の計5カ所にみられる。なお、スコータイ碑文中の語彙の検索、もしくは所在確認には、次のものが便利である。Y. ISHII, O. AKAGI, and N. ENDO. *A Glossarial Index of The Sukhothai Inscriptions*, Discussion Paper No. 53, 京都大学東南アジア研究センター, 1972.

8) Griswold & Prasert (1969) : p. 128.

9) K. T. S. D. Vol. 1 : p. 18.

10) *ibid.* : pp. 18-20.

11) *ibid.* : pp. 14-16.

れようとして口論となった。……マノーサーン大臣はこれに対して、ウリの畑にはあぜ道の仕切りがあるわけだから、その内側にあるウリはその畑の持主に帰属する、と裁定した。……その裁定は公平を欠いていた。……この裁定を不服とし、事件をプラー・ソムティラート王 (phraya sommutirat) に上奏した。プラー・ソムティラート王は、一人の大臣に命じて、あぜ道を越えてのびたウリのつるの根本を調べさせた。大臣は、ウリのつるを根本からたぐって先端を確かめると、反対にその先端をもってきて根本と引き合わせた。二人の者は、プラー・ソムティラート王を称賛して、王の裁きは公平だと言った。そして、全ての人間がマノーサーン大臣を批難して、「四非道」に負けて公平な裁判をしなかったとした。……マノーサーン大臣は、そこで己れの本性は愚かさに染まっていると考え、……世を捨て出家して隠者となり修業の末、……人間の全ての心性に通じた。マノーサーン仙は、……鉄罍山の壁 (kamphaeng cakkrawan) に向かって飛行し、パーリー語の『タマサート法典』が鉄罍山の壁に文字としてあらわれているのを見た。その文字の周囲は、巨象ほどの大きさだった。マノーサーン仙はそのパーリー語をしっかりと心に刻みつけて帰り、『タマサート法典』を著わした。」

このように、人間社会に生じる諸々の争いを解決する際に依って立つ原理として、また全ての人間の実践倫理として、「タマサート法典」は「公平」を力説するが、そこには何らの現実的な強制もしくは制裁規範も見出せない。すなわち、超歴史的・空間的価値を明示するいわば自然法的性格の強い存在といえる。

さて、「公平」という価値の土着性について少し触れておかねばなるまい。よりひらたくいえば、『マヌ法典』から「タマサート法典」にいたる変容度のことである。確かに「タマサート法典」はインド法系の外にはみ出しはしないが、『マヌ法典』そのものではない。内容には大きなちがいがある。その点をいま詳細に述べる余裕はないが、変容の最たる点は、一口でいえば仏教化である。例えば、「タマサート法典」にみられる創世説は須弥山 (phrasumerurat), 七山 (satapariphanthabanphot thang ced), 四大陸 (thawip yai si), 二千小陸 (thawip nõi sǒng phan), 四大海 (mahasamut si), 鉄罍山からなる仏教的世界観を述べている。¹²⁾ また、『マヌ法典』におけるマヌがバラモン教の全能の神であるのに対して、「タマサート法典」におけるマノーサーンは、ボサツの化身としての国王に仕えるボン天の化身である大臣と、楽神キンナリー (kinnari) との間に生まれた二兄弟の弟とされている。¹³⁾ そこには仏教の優位性を確保せんがための苦心の跡がうかがえる。「タマサート法典」は、先にも触れたように、元来がパーリー語版からの翻訳であっただけに随所にパーリー語をそのまま残しているが、マノーサーンの出自と履歴を述べた部分には全くパーリー語が見当たらないのも、その部分の変容度

12) *ibid.* : pp. 9-10.

13) *ibid.* : pp. 11-14.

すなわち仏教化または土着化が他に比べてより大きいことを物語っているのかもしれない。いずれにせよ、わく組みとしては『マヌ法典』を継承しているが、その内容は受け入れ側の主体的関わりにより大きく改められているといえる。インド的価値のそのままの持ち込みではなく、インド的わく組みを借りての仏教的、より正確に言えば、アユタヤー的価値を表現したのが「タマサート法典」である。そのアユタヤー的価値が「公平」にほかならない。

第二に、「タマサート法典」は「タマサート (thammasat, ダルマ法の命令)」および「ラーチャサート (ratchasat, 王の命令)」という二つの規範からなる法体系の二重構造を明示している。「タマサート」とは、「ダルマ法の社会」を完成するための基本的価値、法規範の分類基本原理、裁判官の基本的属性および裁判審理の基本などを示した根本規範であり、「タマサート法典」それ自身にほかならない。一方の「ラーチャサート」とは、「タマサート」の示す基本的価値に則り、かつ分類基本原理などに従って、国王が定めた現実の生活を支配する下位規範のことであり、具体的に言えば、『三印法典』に所収されている「婚姻法」や「奴隷法」などの数多い実定法である。このように、伝統社会においては、根本規範 (mulakhadi) と、その下位規範 (sakhakhadi) としての「ラーチャサート」とが基本的構成要素である一つの法体系が形成されていたといえる。

「タマサート」と「ラーチャサート」の関係について少し触れておこう。「タマサート」は具体的には二つの異なった性格の根本規範をその主たる内容としている。一つは「裁判官に関する基本十項 (mulakhadi haeng phuphipaksa lae kralakan sip prakan)」と称され¹⁴⁾、裁判審理上の大切な点を十点あげたもので、それが「ラーチャサート」の中の手続法的なものの分類基準となっている。例えばインドラのことば (lak inthaphat)、証人 (phayan)、罰金 (thantha) などの十点であり、各々に対応して「インドラのことば (裁判官心得)」、「証人法 (laksana phayan)」、「賠償金定率法 (laksana kromasak)」といった「ラーチャサート」が成立する根拠となっているといえる。もう一つは「紛争根元二十九項 (ekunnadūngsa mulakhadi wiat ji-sip kao prakan)」と称され¹⁵⁾、人間社会に生じる諸々の紛争事件をその発生原因により二十九に分類したもので、それが下位規範である「ラーチャサート」の中の実体法的なものの分類基準となっている。例えば、負債に起因する争い、遺産の不公平分配に起因する争い、夫婦不和に起因する争い、子女誘かいに起因する争いなどの二十九項であり、各々に従い「金銭の貸借に関する法 (laksana kuni)」、「相続法 (laksana mōradok)」、「婚姻法 (laksana phua-mia)」、「誘かい法 (laksana lakpha)」などの「ラーチャサート」が成立する根拠となっている。

第三に、「タマサート法典」は国王をもその強制下におく。このことは、その自然法的性格

14) *ibid.* : p. 24.

15) *ibid.* : p. 30.

から当然予測されるが、重要である。なぜならば、伝統社会にあっては国王が唯一最高の権力者であり、「国王＝法律」的存在であったと考え易いし、そのように強調する場合が多いからである。しかし、国王といえども「タマサート法典」に変更を加えることも逆らうこともできなかった。それどころか、「タマサート法典」は、国王に対しても次のようにいくつかの要求をしている。¹⁶⁾

「マノーサーン仙は、……王に向かって、王者の十徳（*ratchatham sip*）¹⁷⁾を守り、常の日には五戒（*bencangkikasin*）を守り、仏日には八戒（*atsadangkikasin*）を守り、全ての生きとし生けるものに哀れみの心をもつよう教え悟した。国王は常に『タマサート法典』を奉持することに努め、次の四つの徳目を実践すべし。一つ、王自身のためにでなく、当人の利益を保護する立場から、行為者の正・不正を判定すること。一つ、正しく戒を守護する人を励まし助けること。一つ、公平な方法により王室財産を増やすこと。一つ、公平な方法により王国に安寧をもたらすこと。以上の四つである。」

このように、「公平」という価値を重んじて、王者＝為政者としての品格のあり方を教戒している。また、国王の日課について触れた下りでも、規則正しい生活と共に、日々の政の中で「公平」を尊重する姿勢を次のように求めている。¹⁸⁾

「国王としての日課を怠りなく行なうべきである。すなわち、夕暮には音楽を聴き、初めの夜警（*prathom yam*）には古王の治績についての物語を聴き、中の夜警（*patchim yam*）には寢所に入り…眠りから覚めると先ず歯をみがく。……洗顔をおえと三宝（*phrasi-ratanatrai*）・卓越した神々・亡き父王母后を祀った礼拝所に入り拝む……行ない正しい者たる大臣たち、宮廷詩人、帝師、占星家を従えて決裁所に向かう。玉鏡にもたとえられる裁判官により公平に審理された訴訟を心して聴く。また、玉眼にたとえられる『タマサート法典』を以って、適宜政事を監る。また、自省を意味する右手に、問題の解決の象徴たる玉剣をもち、全ての人民の訴訟事件を公平に裁決する。」

以上のように、「タマサート法典」は一面では為政者＝国王にとっての規範という性格をも持ち合わせていた。

もっとも、確かに国王が「タマサート法典」に変更を加えたり不順であることは許されなかったが、「タマサート法典」自身が、これまで述べてきたように、超現実的かつきわめて抽象的な性格のものだけに、その現実的な解釈には大幅な自由が確保されていたにちがいない。国王は「タマサート法典」を恣意的に解釈し、被治者層にとっての現実的強制規範「ラーチャサ

16) *ibid.* : p. 16.

17) 普通は「*thotsaphit ratchatham*」と呼ばれる場合が多い。民を統治する王の踏み行なうべき十の道を示したものである。詳しくは、Pin Muthukan. *Thammaracha* (王道) : Klang Witthaya, Bangkok, pp. 260-476 を参照されたい。

18) *K. T. S. D.* Vol. 1 : pp. 17-18.

ート」を制定することは充分可能であった。だから、実際には国王が立法権・司法権・行政権の一体化した、きわめて強力な権力を有していたことは当然である。ただ、法体系という視角からみると、「タマサート法典」と「ラーチャサート」との間に、国王が各々の解釈者または制定者として主体的に介在する形態での法体系が、伝統社会の中に形成されていたといえる。

第四に、「タマサート法典」はそうした法体系を維持していく上で、国王の補佐役として特に裁判官の役割を高く評価し、そのあるべき姿を説いている。特に「四非道」による不公平な判決を、次のように強く戒めている。¹⁹⁾

「裁判官たる者はだれしも、欲・怒り・恐れ・愚かさという『四非道』により正義＝法を踏みはずし、しかも『タマサート法典』にもとり、原告側または被告側のいずれか一方に偏して訴訟を審理するならば、その裁判官の栄誉と善財は、黒分の日の月のごとく衰え欠け、苦痛に至るであろう。裁判官たる者はだれしも、先の『四非道』により正義を踏みはずすことなく正道を実践し、先の『タマサート法典』に従ってすべての人民の訴訟を正しく審理するならば、その裁判官の栄誉と善財は、白分の日の月のごとく日増しに満ちていくであろう。……公平心をもって双方の訴訟当事者に慈悲深くあれ。その訴訟事件を己れ自身の悩み事として考えよ。裁判官たる者ならだれしも、偽りをいう当事者に加勢してまいないを受け取り『タマサート法典』に従って裁判を行なわないならば、その裁判官は死後阿鼻地獄(abaiphum)に落ち、火に焼かれ、餓鬼と化し永劫にわたり悲惨な苦しみを受けるであろう。餓鬼のつめは鋤の刃のごとく巨大で、燃える炎を發し、自らの血と肉をえぐり出しこれを食べる。阿鼻地獄から脱した後、罪の残れる人間として生まれ、その道を歩む。身体の器官は不完全で、常に病弱で口は臭い。ああなんと前世の因縁の深いことよ。」

少し引用が長くなったが、このようにくどいまでも、「四非道」のない「公平」を強く求めている。そして、さらに具体的には、「裁判官基本心得二十四項(het haeng kralakan ji-sip si prakan)」なるものを定めて、「公平」な審理のための基本的な留意点を二十四項目あげている。²⁰⁾ 主なものを示せば、当事者が納得するよう陳述すること、七日間以内に尋問を終えること、自らの独立を保つこと、「タマサート法典」に従い公平に審理を行なうこと、「タマサート法典」を学習しこれに精通すること、などといった内容である。いずれにせよ「いつの世にも幸福と繁栄を樹立できるよう」²¹⁾に、「国王のすばらしき玉鏡ないしは玉眼にもたとえ得る者で、諸々の人民の訴訟事件を裁く類の大夫、すなわち裁判官」²²⁾に、相当な役割分担を強いていると理解できる。

19) *ibid.* : pp. 18–20.

20) *ibid.* : pp. 20–24.

21) *ibid.* : p. 41.

22) *ibid.* : p. 38.

2. ラーチャサート

「ラーチャサート」については、前節において「タマサート」との関連から既にある程度触れてきたが、ここではより具体的にみていくことにする。「タマサート法典」は、下位規範たる「ラーチャサート」について次のように述べている。²³⁾

「下位規範 (sakhakhadi) はその種類により様々である。下位規範と称せられるものは、また非常に多くの項目に上る。すなわち、『プラ・ラーチャ・カムノット (phra ratcha kamnot, 勅定)』、『ボット・プラ・アイヤカーン (bot phra aiyakan, 勅法)』および『プラ・ラーチャ・バンヤット (phra ratcha banyat, 勅律)』がそうであり、しかもこれらはすべて『ラーチャサート』なのである。ここにいうところの大凡下位規範というものは、古の諸王——この古の王は、人民の長として、仏教に帰依し功德を積むのに専念し、敵と戦い、徳政の下に独立を保ち、浄戒を守り善行を実行した。また、自省、省察を心得ており、事の理をよくみる眼をもっていた。また、御心から王国の永遠の繁栄と幸福を願った。また、全ての人民に遍く大小の益をあたえようと願った——が『タマサート法典』を鋭意研学し、それぞれの王の代に数多くの条項に上る『プラ・ラーチャ・バンヤット』や改変された『プラ・ラーチャ・カムノット』、『ボット・プラ・アイヤカーン』などが制定され、今日に至っている。」

このように、「ラーチャサート」とは下位規範を構成する諸々の法令の総称であり、国王が「タマサート」に従って定めた「プラ・ラーチャ・カムノット」、「ボット・プラ・アイヤカーン」などのことを指す。だから、『三印法典』は、「タマサート法典」を例外としても、主としてアユタヤーの伝統社会の中で発布されたこのような諸々の「ラーチャサート」の集成ともいえる。いま、『三印法典』中の数多くの「ラーチャサート」をながめてみると、いくつかのタイプが認められ、それらが伝統社会における法令の成立過程ないしは発達段階を示唆している。そこで、ダムロン²⁴⁾に従って「ラーチャサート」を三タイプに分け、各々を仮に「布告 (phraratcha kritsadika, phraratcha kamnot) 型」、「法律 (kot, kotmai, phraratcha banyat) 型」および「法典 (laksana, phra aiyakan) 型」と呼ぶことにする。

「布告型」とは、法令の最も原初的形態と思われるもので、実際に生じた訴訟事件または具体的な事件を国王が裁定する時点で、類似事件の多発性あるいはその重要性などを鑑み、過去の判例や慣習などに習い、必要に応じ次々と発布したものと考えられる。形式的には、通達先、理由、内容、日付などからなっている。具体的には、「プラ・ラーチャクリッサダイカー（勅命）」などと称されるものがこの型に入り、『三印法典』中の「プラ・ラーチャ・カムノット・カオ (phraratcha kamnot kao, 旧勅定)」七十編、「プラ・ラーチャ・カムノット・マイ (phraratcha kamnot mai, 新勅定)」四十五編および「サンガ令 (kot phrasong)」十編など

23) *ibid.* : pp. 36–37.

24) Damrong (1930) : pp. 5–7.

である。

「法律型」とは、「布告型」と「法典型」の中間に位置し、一つ一つ発布していった「布告型」のものがある程度の量に達し、探索面などで実際の利用上に不便がでてきた時点で、その通達先、理由などを削除して、ある程度共通したものを大まかにまとめて独立させたものである。『三印法典』所収法令中では、「三十六条法(kot sam-sip hok khö)」や「勅律(phraratcha banyat)」がこの型に入るであろう。

「法典型」とは、「法律型」をもう一步改編し、形式的にも整った法令で、「ラーチャサート」の典型である。なぜならば、「タマサート」にいう「裁判官に関する基本十項」と「紛争根元二十九項」という分類原理に従って、検討が加えられ集成されることにより、「タマサート」と有機的な関係をもつ下位規範として、初めて正式に認知されるからである。この「法典型」は、多くの場合、法令の形式要件として次の六点を備えている。(1)「タマサート」に明示されている「ラーチャサート」の分類原理中の該当部分 (2)制定年月日 (3)制定者(多くの場合は国王であるが、委任を受けた者の場合もある) (4)制定の契機となった訴訟事件またはその他の具体的事件 (5)その事件に対する国王の裁定内容 (6)法令条文。これらの形式条件のうち、(1)～(5)はいわば前文に当たるものであるが、(1)は「タマサート」との関係を示すことにより、法令としての正当性を主張し、(4)と(5)で典型的な事件を取り上げ規範的な裁定を示すことにより、法令の「公平」さを強調しようとするものと理解される。この型には、『三印法典』のほとんどの法令が含まれる。例えば「婚姻法」、「相続法」、「奴隸法」などである。

以上のように、「ラーチャサート」にも発達段階によって様々な法令があることがわかる。純論理的に言えば、根本規範(mulakhadi)である「タマサート」に定めている下位規範(sakhakhadi)すなわち「ラーチャサート」の二つの分類原理「裁判官に関する基本十項」と「紛争根元二十九項」に従って、三十九の「法典型」の「ラーチャサート」が存在するはずであるが、発達の不統一によって未だ「布告型」あるいは「法律型」の段階に留まっているものもある²⁵⁾、分類を誤っているものもあるし、「王室典範(kotmonthianban)」のごとく分類原理からはみ出す異質なものもある。また、元来は存在したのに、様々な理由で今日まで残存していないことも充分考えられる。いずれにせよ、『三印法典』所収法令、すなわち諸々の「ラーチャサート」の中で、制定年の比較的はっきりしているものだけを年代順に並べれば、表1のようになる。これを見れば、タイでは十五世紀の中葉ごろには、相当な程度に整備された成文法の体系が成立していたといえよう。

25) 例えば、「雑律(laksana betset)」の中に収められている「田・畑に関する規程」、「売買に関する規程」および「と博に関する規程」などは、「紛争根元二十九項」の中に各々該当項目があるから、法令の整備がより進めば、各々が「法典型」に独立していったと考えられる。

表1 『三印法典』中の主な「ラーチャサート」の制定年

(1300)

- 1350 ลักษณะพยาน (証人法)
- 1351 ลักษณะอาญาหลวง (官吏の犯罪に関する法)
- 1355 ลักษณะรับฟ้อง (告訴受理に関する法)
- 1355 ลักษณะพิสูทธิ์ดำน้ำลุยเพลิง (潜水、踏火による立証に関する法)
- 1355 ลักษณะลักพา (誘拐法)
- 1356 ลักษณะตระลาการ (裁判官法)
- 1358 ลักษณะอาญาหลวง (官吏の犯罪に関する法)
- 1358 ลักษณะอาญาราม (私人の犯罪に関する法)
- 1359 ลักษณะโจร (窃盗法)
- 1360 ลักษณะผัวเมีย (婚姻法)
- 1361 ลักษณะผัวเมีย (婚姻法)
- 1366 ลักษณะโจร (窃盗法)
- 1381 ลักษณะรับฟ้อง (告訴受理に関する法)

(1400)

- 1440 ลักษณะอุทธร (上訴に関する法)
- 1444 ลักษณะตระลาการ (裁判官法)
- 1455 ลักษณะทาส (奴隸法)
- 1456 ลักษณะกู้หนี้ยืมสิน (金銭の貸借に関する法)
- 1466 ลักษณะตำแหน่งนาพลเรือน (民部の官職組織法)

(1500)

- 1547 ลักษณะทาส (奴隸法)
- 1557 ลักษณะวิวาท (争論、暴行に関する法)
- 1561 ลักษณะกบฏศึก (謀反、反乱に関する法)
- 1562 ลักษณะกบฏศึก (謀反、反乱に関する法)
- 1575 ลักษณะทาส (奴隸法)

(1600)

- 1611 ลักษณะมรดก (相続法)
- 1614 ลักษณะมรดก (相続法)
- 1679 ลักษณะรับฟ้อง (告訴受理に関する法)
- 1690 ลักษณะบานแพนง (人民配分法)

(1700)

- 1724 ลักษณะบานแพนง (人民配分法)
- 1731 ลักษณะบานแพนง (人民配分法)
- 1732 พระธรรมนูญ (プラタマヌーン)*
- 1743 พระธรรมนูญ (プラタマヌーン)*
- 1743 ลักษณะอุทธร (上訴に関する法)

* 裁判手続きおよび官印の使用範囲について定めている。

3. 近代的法典の整備

さて、前現代の法体系という際に、現代の法体系につながる十九世紀後半からの重要な動向に少しでも触れておく必要がある。それは、ラーマ五世王(1868~1910)の強力なリーダーシップのもとに推進された「チャクリー改革」の中での一連の近代的諸法典整備への努力である。この法典整備の背景には、少なくとも二つの理由が考えられる。それは、「ラタナコーシン暦127年刑法(kotmai laksana aya rōsō rōi-jisip-cet)」の序にみられるラーマ五世王の法制に関する基本的な時局認識と いみじくも一致する。王の認識の第一点は、タイ国は古来「タマサート法典」を法制の基本とし、現実に対処する法として諸王は「勅定」などを定めてきたが、それらの数の増加かつ複雑化により実用に支障が生じたり、社会秩序の変化により時代的適応性を欠いた時点で、これまで幾度か法律の「結集(chamra)」²⁶⁾を行なってきた。その最後がラーマ一世王の手によって1805年に行なわれた『三印法典』編さんであった。それから103年が経過し、そろそろ「結集」を必要とする時期に達している、というものである。第二点は、1855年の「ボーリング条約」を嚆矢として、列強との間に通商条約を締結してきたが、しかし、それらは全てが不平等条約で、なかんずく「治外法権」は様々な問題を含み、ひいては国家統治の支障となりつつある。そこで日本の先例に習い近代法律を急いで整える必要からも「結集」の時期である、というものである。

このように、法典の整備は西欧列強との間に結ばれた不平等条約の撤廃、すなわち外圧の克

26) 「結集」とは本来仏教用語であるが、ここでは過去に制定された法令を現実の要請に基づいて再整備するといった意味で、他に適訳がみつからないので使った。

服のための国内法制度，司法制度の改革という性格をもっていた。訴訟当事者に「踏火競争(lui phloeng duai kan)」,「潜水競争(dam nam duai kan)」や「競泳(wai khun nam kham fak khaeng-kan)」をさせ，陳述の真偽を判定するという「盟神探湯」まがいの神判を認めた法律のあるかぎり，「治外法権」の廃止を外国に求めるわけにはいかなかった。まずラーマ五世王は1892年に法務省を設立し，英国で法学を修めて帰国したばかりのラーブリー親王を法務大臣に任命し，改革に着手した。1897年には外国人顧問を含む6人の委員²⁷⁾からなる「法律結集委員会(khanakammakan truat chamra kotmai)」を発足させ，『三印法典』を中心とした旧来の国内法および諸外国の法の収集検討作業にとりかかったし，法務省内に「法律学校(rongrian kotmai)」が開設され法学教育も緒についた。こうして近代的法律整備への努力が重ねられた。先述の「ラタナコーシン暦127年刑法」もその成果の一つである。「民商法」,「民事訴訟法」,「刑事訴訟法」および「裁判所法」といった重要法典の編さんは幾多の年月を要し，これらが施行の運びとなったのは現代に入ってからで，実に38年後の1935年であった。不平等条約の撤廃にめどがついたのは，それからさらに2～3年後であった。

このように，ラーマ五世王の近代的法典整備への努力は一定の成果を収めたが，それまでの伝統的法体系にみられた「タマサート」・「ラーチャサート」の構造を変える意図はなかったし，実際にも変わらなかったことを強調しておきたい。先に触れたラーマ五世王の時局認識からもわかるように，王が意図したのは『三印法典』中の古くさい「ラーチャサート」の改変であった。「ラーチャサート」の改変はそれまでの諸王も行なってきたし，当然行なうべきことであった。王は「タマサート」自身に変革を加える意図は全くもっていなかった。「ラーチャサート」の立法権を国王に賦与している，すなわち王制に正統性を認めている「タマサート」を否定することは，とりもなおさず自らの拠って立つ王制を否定することにほかならないからであった。絶対王制の強化によって，外圧を切り抜けようとしたラーマ五世王にとって，「タマサート」に手を加えることは全く不必要であったといえよう。どちらかといえば，法典整備の意義は，前節で述べたような伝統社会に定着しつつあった成文法体系，ひいては罪刑法定主義，法治主義の伝統のより強固な形成に貢献した点に求められるのである。

以上，われわれは『三印法典』，なかんずく「タマサート法典」の内容を検討しながら，タイ国の伝統社会における法体系を明らかにしてきたが，簡単に取りまとめてみれば，次のようにいえるであろう。つまり，タイの伝統的政治社会にあっては，国王および裁判官などの取り巻きを含む少数の選良に対する倫理的規範であると同時に彼らに正統性を賦与する機能を果た

27) 日本からは，政尾藤吉博士が法律顧問として招かれ，委員に加わっている。日・タイ交渉史上功績を残した先駆的人物として評価されるべきであろう。博士にはタイの法制に関する次のような研究がある。“Researches into indigenous law of Siam as a study of comparative jurisprudence,” *The Journal of the Siam Society*, Vol. II, 1905, pp. 14-18.; “The New Penal Code of Siam,” *The Journal of the Siam Society*, Vol. V, 2, pp. 1-15.

す自然法的性格の「タマサート」, および国王が制定するもので被支配大衆の現実の社会生活の強制規範たる「ラーチャサート」, この二つが各々上位と下位の関係にあって法体系を形成していたのである。(次号へつづく)

引用文献

- Damrong (1930) : กรมพระยาดำรงราชานุภาพ “ตำนานกฎหมายเมืองไทย (タイ国法史)”
- K. T. S. D. : “กฎหมายตราสามดวง (三印法典)” องค์การข้าหลวงกรุงสุโขทัย, 1962
- Lingat (1935) : ร. แลงกาดี “ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (タイ国法制史)” คำสอนชั้นปริญญาโท, เล่ม 1, พิมพ์ครั้งที่ 3, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์และการเมือง
- Griswold & Prasert (1969) : A. B. Griswold & Prasert na Nagara. “A Law Promulgated by the King of Ayudhya in 1397 A. D,” *Journal of the Siam Society*, Vol. LVII, Pt. I, pp.109-145.
- Lingat (1950) : R. Lingat. “Evolution of the Conception of Law in Burma and Siam,” *Journal of the Siam Society*, Vol. XXXVIII, pp. 10-31.
- Rong (1971) : Rong Syamananda. *A History of Thailand*. Chulalongkorn University.
- Wood (1959) : W. A. R. Wood. *A History of Siam*. Bangkok : Chalermit Bookshop.